

会議録

会議の名称	令和3年度第1回加東市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和3年12月17日(金)午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	社公民館 2階 視聴覚室
<p>議長の氏名 (神戸 洋一)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>出席者氏名 (8名)</p> <p>山本いずみ (被保険者を代表する委員)</p> <p>藤本 嘉明 (被保険者を代表する委員)</p> <p>松井 敏 (被保険者を代表する委員)</p> <p>森下 智行 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>服部 知一 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>北吉由紀子 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>神戸 洋一 (公益を代表する委員)</p> <p>山川美枝子 (公益を代表する委員)</p> <p>欠席者氏名 (1名)</p> <p>永田 夏来 (公益を代表する委員)</p>	
<p>説明のため出席した者(事務局職員)の職氏名</p> <p>市長 安田 正義</p> <p>市民協働部 部長 土肥 彰浩</p> <p>” 保険医療課 課長 片嶋 美紀</p> <p>” ” 副課長 藤原 敬子</p> <p>” ” 主査 小林 奈穂</p> <p>総務財政部 税務課 課長 杉本亜弥子</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1. 議題</p> <p>(1) 会長選出</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>令和2年度加東市国民健康保険特別会計決算について</p> <p>第2期加東市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について</p> <p>その他</p> <p>2. 会議結果</p> <p>(1) 会長選出 指名推薦の方法により選挙を行い、神戸委員が会長に選出される。 指名推薦の方法により選挙を行い、山川会長が会長の職務代理に選出される。</p> <p>(2) 報告事項 令和2年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて 事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。 第2期加東市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について 事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。</p>	

3. 会議の経過

午後1時30分 開会

【市長あいさつ】

皆さん、こんにちは。早いもので今年も後残すところ2週間、これまで昨年今年と2年続けて新型コロナウイルスという本当に厄介なものに振り回されておる状態が続いております。幸いにして今のところ兵庫県内の1日当たりの新規感染者数が一桁台を推移していますが、ここに来ましてオミクロンと言いますか、変異株がまた出てきて、これから先、本当にどうなっていくのかなど、気掛かりで仕方がありません。よくよく考えますと世の中の様々なことというのは、変化していきます。いつも同じ状態で物事が留まっておるといふこと、これは恐らくないだろうと思います。むしろ変化していくことが当たり前だと思っているのですが、こんなものが今変化してほしくないなと思いながら、我々は第3回目のワクチン接種に向けて、もうすでに動きを始めてございます。12月1日から医療従事者の皆さん方に、優先接種ということで、今すでにクーポン券等お送りさせていただいて、そしてこの後、市民の皆さんにお届けするという状況になってございます。大部分が、今の状態でいきますと2月、3月くらいが一番多い状態になろうかと思っております。2回接種された方については、またご案内が届きます時にワクチン接種の方よろしくお願ひしたいという思いと、それから、これから先もきちっとお一人お一人ができる感染予防対策というものは、これからも引き続きとっていただきますようお願い申し上げたいと思ひます。

今日、第1回目の国民健康保険運営協議会ということで、令和2年度の決算の状況と、データヘルス計画の中間評価の報告をさせていただくことにしております。9月に新聞でご覧いただいた方もあると思うのですが、近隣の国保会計のことが新聞で出てございました。これまで加東市の場合は、相互扶助というのが大前提ということで、一般会計からの特別な繰入はせずに、被保険者の税と国や県の交付金で、何とかやるべきことをしていく、これが本来の助け合いということでやってきました。それなりに運営ができておるのかなと思っております。確かに会計そのものは厳しいものがございますけれども、しっかりと状況を見定めて、一気に被保険者の負担が増えることがないように準備を進めて参りたいと思ひます。この運営協議会におきまして、委員さん方から様々なご意見をぜひ頂戴したいと思っておりますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

【出席委員の紹介】

【出席職員 of 紹介】

【会長の選出】

加東市国民健康保険運営協議会 規則 第4条第1項に、「会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されているので、指名推薦の方法により選挙を行い、神戸委員が会長に選出される。

【会長の職務代理の選出】

加東市国民健康保険運営協議会 規則 第4条第3項に、「会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代理する」と規定されているので、指名推薦の方法により選挙を行い、山川委員が会長の職務代理に選出される。

【会長挨拶】

(神戸会長)

皆様、ご苦勞様でございます。只今、皆様からご推薦いただきました神戸でございます。私は、国民健康保険運営協議会の会長は2期目になります。皆様のご協力を得て、務めさせていただきたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。ありがと

うございました。

【議事進行】

(神戸会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

この会議がスムーズに進行しますように、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議には、9名の委員のうち、1人欠席で8名の委員に出席いただいておりますので、委員定数の2分の1以上の出席を得ております。国保の運営協議会規則第6条の規定によりまして、この会が成立していることをご報告申し上げます。

また、後日この協議会の議事録が作成されます。その署名人について、こちらから指名させていただきます。山本いずみ委員、お願いいたします。それから、服部知一委員、お願いいたします。

それでは、議事に移ります。本日は、報告案件が2件ということになっておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

では、令和2年度加東市国民健康保険特別会計決算につきまして、説明をお願いいたします。

**【報告事項】 令和2年度加東市国民健康保険特別会計決算について
(事務局) 会議資料に基づき説明**

(神戸会長)

ありがとうございました。

ここで質問を受けたいと思いますけども、何かご質問ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

令和2年度の決算報告がされました。3年度の決算見込みは出ているんですか。

(事務局)

令和4年度予算を計上するため、3年度の大まかな見込みというのは立てていますが、まだお知らせできる程度ではないと思っておりますので、次の運営協議会で報告させていただきたいと思っております。

(神戸会長)

分かりました。ありがとうございます。

もし何か意見がありましたらお願いいたします。

委員、どうぞ。

(委員)

新型コロナによる国保税の減免にかかる国庫補助金10分の6ということで、補助金が入ってきておるわけですが、実際、減免の対象になった方は何人ですか。

それと併せて、リンクしてくると思うのですが、新型コロナで収入が減少したのために、どうしても国保税が払えないということで納税相談にお越しになった方が何人くらいいらっしゃるって、コロナによって総額で増えた滞納額というのは掴めているのでしょうか。

これ補助金額は10分の6ということなので、免除になった額の10分の6が入ってきているんですね。

(事務局)

10 分の 6 が国庫の支出金で、10 分の 4 が県支出金の中に、中ほどに特別調整交付金と書かせていただいているところに書いていますとおり、10 分の 4 をいただいていますので、減免した分については足して全額いただけていることになっています。

税務課から猶予の説明を先にさせていただきたいと思います。国保に限ったところではないのですが、コロナによる猶予、1 年間猶予できるという制度が作られました。適用した人数は、国保税も合わせて全体で 186 人となっています。全体としては 2 億 5,000 万の猶予を適用しております、うち国民健康保険税は 1,900 万の猶予を行っております。1 年間の猶予ですので、この 12 月、来年の 1 月までまだ 1 年到来していないという方もありますけれども、なかなか国保税の猶予を適用した方の納付が進んでいないような状況でございます、今現在で猶予の国民健康保険税に出ささせていただいた収納率というのが、20%強という状況でございます。コロナに限ったものだけではなく、国民健康保険税の納付がなかなか厳しい状況です。こちらの方も財産調査等を一生懸命進めていますが、もともとお給料がない方もありますので、給与照会ができない、給与の差押えができない、また生命保険に加入されているかというの調査が進まないような状況でございます、収納に結び付いていないような状況でございます。

先ほど事務局の方からご説明させていただきましたのが税金の猶予の制度で、猶予の制度はいずれかはお支払いいただかないといけないという内容です。減免の方は、その税額が減額になることとなりますので、国民健康保険税の調定額も減ることとなります。令和 2 年度につきましては、令和元年度の終わりごろからコロナの影響が出始めまして、令和 2 年度になってからコロナによる減免をしました。令和 2 年度分と令和元年度分の令和 2 年 2 月と 3 月も申請の対象にさせていただいております。

令和元年度分は、金額にいたしまして 1,314,400 円、件数が 64 件承認しております。令和 2 年度は、承認が 96 件で、金額は 17,745,200 円となっております。令和元年度と令和 2 年度の減免の承認は大抵同じ方がおられまして、後は国民健康保険の加入された時期により、令和 2 年度だけの方もおられますし、単純に 64 人と 96 人というわけではございません。

減免分については、国や県からの交付金があり、国庫の支出金とか県支出金につきましては、計算の方法とかもありますので、これを足した額とイコールになっているというわけではなのですが、件数の結果としては資料のようになっております。これも条件がございますので、条件に当てはまらない方は申し訳なかったのですが対象になっておられません。先ほどの猶予の方も条件がありまして、それに該当されている方は猶予の方に手続きをされたり、どちらにも当てはまられていない方は、例えば分割納付の相談をされているかと思っております。以上です。

(神戸会長)

他に質問ございませんか。

1 点お願いします。基金の話ですが、去年の積立金の残高が 9,600 万と今年が 4,800 万。今、基金の残高どれくらいありますか。

(事務局)

今現在の基金の残高は、99,230,380 円となっております。

(神戸会長)

1 億近くあるんですか。

(事務局)

はい。

(神戸会長)

9,600万取り崩す時に、これはもうほとんどなくなりますという説明があったように思うけど、まだ1億くらいあるんですか。

(事務局)

昨年度、税率をあげる案の説明をした際に、9,600万取り崩した時には、残高が2億ほどありまして、なくなるというのは2年度から3年度に税率を上げさせていただく時に、もう基金の残高がなくなる可能性が高いので、3年度も上げさせてほしいという説明をさせてもらった部分のことかと思います。

(神戸会長)

分かりました。ありがとうございます。
他に質問ございませんでしょうか。

(質問等なし)

(神戸会長)

では、報告の1番目につきましては、これで質問を打ち切ります。
次に、同じく報告事項でございますが、第2期の加東市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について、事務局から説明をお願いします。

【報告事項】 第2期加東市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について

(事務局) 会議資料の3～5ページを説明

(神戸会長)

皆さんお分かりになりましたでしょうか。何かご質問がありましたらお受けします。なかなか聞きなれない言葉が出ていますので。

ご質問ございませんでしょうか。打ち切らせていただいてよろしいですか。では、質問を打ち切ります。

それでは、報告案件は2件すべて終わったわけですが、どんなことでも結構ですからご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、それではその他としまして事務局からお願いいたします。

【報告事項】 その他

(事務局)

引き続きまして、その他の報告事項を、こちら資料等ございませんので口頭で説明させていただきます。令和3年度の国民健康保険に関する制度改正について、こちら1件今年度中に改正させていただいた部分がございますので、まずそちらをご説明させていただきます。この度、加東市国民健康保険条例の一部を令和4年1月1日をもって改正させていただきます。内容としましては、国民健康保険の出産育児一時金を1児につきまして40万4,000円を40万8,000円に増額しております。こちらの条例に併せまして加東市国民

健康保険条例規則を改正しまして、産科医療補償制度加入医療機関等での出産による加算金を1万6,000円から1万2,000円に減額させていただいたため、支給総額は1児につき42万円で、現行と変わりありません。しかしながら、産科医療補償制度に加入されていない医療機関さんの方で出産された場合は、出産育児一時金のみが支給されるため、支給額は現行と比べて、1児につき4,000円増額となる状況となっております。

続きまして、先ほども決算の中でお話をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症関連の事業について、令和3年度も引き続き2つの事業を実施しております。

まず1つ目が、先ほどお話にもありました減免です。こちら令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者様の支援のために実施しております。

2つ目が、傷病手当金になります。新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合で、療養のために労務に服することができず、給与の全部又は一部を受け取ることができなかった加東市国民健康保険被保険者である被用者に対しまして、令和2年度に引き続き傷病手当金を支給しております。財政支援を行うとともに、被保険者が安心して休む環境を整えることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めております。

(事務局)

皆さんのお手元に令和3年度の市税の概要をお配りさせていただいております。これは、平成26年度から20代の税務課の若者たちが、自分たちのスキルアップも兼ねまして、市民の皆様にも税の概要を説明するという目的で毎年作成をさせていただいております。この内容につきましては、ホームページにも掲載をいたしまして、市民の皆様にも広く周知をできるようにと思って掲載をさせていただいております。

この中で、今日は40ページの徴収、滞納処分について少しお話をさせていただきたいと思います。税務課では、納期内納付、納期限の内に納めていただくというのが大前提で税の納付をお願いしておりますが、それでも、ついっかり忘れてしまっておられる方とか、納められない、納めない方に督促状を送っております。この督促状を送ってもなかなか納めていただけない方は、次の滞納処分を行うための財産調査に入ります。この財産調査というのが、個人の預貯金の調査、それからお勤めされている方は、お勤め先へお給料どれくらい貰っているのかや、扶養者はいるのか、それと生命保険料の控除があれば、その生命保険を調査していくという権限を私たちは持たせていただいております。その預貯金、それから給与とかで差押えができるというものにつきましては、地方税法によりまして滞納処分をすることができますので、預貯金の差押え、また給与の差押え、また生命保険の差押えをしております。そのお金を税金に充てております。以上です。またゆっくりとご覧になってください。

(神戸会長)

ありがとうございます。

以上で、今の2つの報告、ご質問ございますでしょうか。

全般にどんなことでも結構でございますので、もし質問があればお願いいたします。

(質問等なし)

(神戸会長)

これもちまして予定しておりました議事すべて終了します。今回につきましては、報告案件だけでございました。また来年、諮問案件が出てくるように聞いております。また、その時はよろしく願いいたします。

これもちまして国民健康保険運営協議会終了させていただきます。皆様のご協力によりまして議事がスムーズに進行しました。どうもありがとうございました。

(事務局)

神戸会長ありがとうございました。

以上もちまして加東市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、本当にありがとうございました。お帰りの際には、お車等に十分お気をつけていただきますようお願いいたします。

午後 2 時 30 分 閉会

4. 会議資料

- ・令和 3 年度第 1 回加東市国民健康保険運営協議会次第
- ・国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・報告事項 令和 2 年度加東市国民健康保険特別会計決算について
- ・報告事項 第 2 期加東市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について
- ・国民健康保険加入状況の推移
- ・国民健康保険税収納状況（前年同月対比）
- ・収納率の推移

令和 4 年 1 月 28 日

議 長 _____ 神 戸 洋 一 _____

署名人 _____ 山 本 い ず み _____

署名人 _____ 服 部 知 一 _____